

第 69 号議案

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、次に掲げる種類を除き、愛南町職員の旅費に関する条例(令和 7 年愛南町条例第●号。以下「旅費条例」という。)の規定を準用する。

- (1) 転居費
- (2) 着後滞在費
- (3) 家族移転費

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

国家公務員等の旅費の支給に関する法律の改正に伴い、旅費について日当を廃止し、交通費及び宿泊費を実費とするとともに、新たに宿泊手当を支給するため。

愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																		
第1条～第3条 略 (費用弁償)	第1条～第3条 略 (費用弁償)																		
第4条 第1項略	第4条 第1項略																		
2 前項の規定により支給する旅費の_____額は、 <u>別表のとおりと</u> _____する。 (新設) (新設) (新設)	2 前項の規定により支給する旅費の <u>種類</u> <u>及び</u> 額は、 <u>次に掲げる種類を除き、愛南町職員の旅費に関する条例(令和7年愛南町条例第●号。以下「旅費条例」という。)</u> <u>の規定を準用する。</u> (1) 転居費 (2) 着後滞在費 (3) 家族移転費																		
3 略	3 略																		
第5条、第6条 略 <u>別表(第4条関係)</u>	第5条、第6条 略 <u>(削除)</u>																		
<u>費用弁償額</u> <table border="1"> <tr> <td>費用弁償の額</td> <td>車賃</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>実費</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">鉄道賃</td> <td rowspan="2">船賃</td> <td rowspan="2">車賃</td> <td>日当(1日 につき)</td> <td>宿泊料(1 夜につき)</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>県外</td> <td>県内</td> <td>県外</td> </tr> <tr> <td>実費</td> <td>1等 実費</td> <td>特別 職に 準ず る。</td> <td>特別 職に 準ず る。</td> <td>特別 職に 準ず る。</td> </tr> </table>	費用弁償の額	車賃	1,000円	実費	鉄道賃	船賃	車賃	日当(1日 につき)	宿泊料(1 夜につき)	県内	県外	県内	県外	実費	1等 実費	特別 職に 準ず る。	特別 職に 準ず る。	特別 職に 準ず る。	
費用弁償の額	車賃																		
1,000円	実費																		
鉄道賃	船賃	車賃	日当(1日 につき)	宿泊料(1 夜につき)															
			県内	県外	県内	県外													
実費	1等 実費	特別 職に 準ず る。	特別 職に 準ず る。	特別 職に 準ず る。															